

## 訪問看護医療 DX 情報活用加算に係る掲示

2024 年度の診療報酬改定に伴い、訪問看護ステーションしんえいは、オンライン資格確認を行う体制を整え、訪問看護医療 DX を通じて質の高い訪問看護ができるよう取り組んでおります。オンライン資格確認によって得た診療情報等（薬剤情報、手術情報、特定健診情報）を看護師等が訪問時に確認できる体制を整備し、訪問看護に活用いたします。

これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算いたします。

### （新）訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円/月

#### 【対象者】

訪問看護管理療養費を算定する者（医療）

#### 【訪問看護医療 DX 情報活用加算の施設基準】

1. 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成 4 年厚生省令第 5 号）第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
2. 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
3. 居宅同意取得型のオンライン確認等システムの活用により、看護師等が利用者の診療情報等を取得及び活用できる体制を有していること。
4. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、および活用して訪問看護を行うことについて、当該帆横紋看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
5. 4 の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。

2025 年 2 月 1 日

いずみサービス株式会社  
訪問看護ステーションしんえい  
代表取締役 小泉 沙希